

資料 No1

富山労働局

令和元年12月16日

とやま県民活躍・働き方改革 推進会議資料

「働き方改革」推進の取組

P1

働き方が変わります

～労働基準法が改正されました～

P2

改正法の主な施行期日

P3

富山県働き方改革に関する政労使協議会
が今後3年間に取り組む工程表

P4

「働き方改革」推進の取組

富山労働局

1 法に基づく協議会の設置

労働施策総合推進法第10条の3に基づき、富山県働き方改革に関する政労使協議会を設置

- ① 構成員共通のリーフレットの作成・活用（平成30年10月）
- ② とやま働き方改革共同宣言を決議（平成31年2月）
- ③ 今後3年間に協議会構成員が取り組む工程表の取りまとめ・発表（令和元年10月）

2 働き方改革関連法の周知

- ① 説明会の開催

平成30年度	105回
令和元年度	30回

※ 令和元年度は、9月末現在

- ② 集中啓発期間の実施（令和元年6月～7月）
- ③ 特別相談窓口の設置

3 事業場への監督指導

- ① 月80時間を超える時間外・休日労働が疑われる全ての事業場に対して監督指導の実施
- ② 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた全ての事業場に対して監督指導の実施

4 支援センター富山による支援

- ① 働き方改革推進支援センター富山を開設（平成30年4月）
- ② 支援実績

	セミナー	相談会	個別支援
平成30年度	79回	44回	258社
令和元年度	33回	84回	120社

※ 令和元年度については、11月末現在

5 好事例の収集

- ① 働き方・休み方改善コンサルタントによる好事例の収集、コンサルティング
- ② 事例集を作成し、周知

平成30年度	112社
令和元年度	83社

※ 令和元年度については、11月末現在

働き方が変わります

～労働基準法等が改正されました～

項目	内容	備考
残業時間	残業は ・年720時間 ・単月100時間（休日労働を含む） ・複数月平均80時間（休日労働を含む） が法律上の上限になります	36協定の様式が変わります (36協定届の記載例) 
インターバル制度	勤務と勤務の間に休息時間を確保する勤務間インターバル制度の導入を検討しましょう	
年休	年5日の年次有給休暇の取得が義務づけられます	
割増賃金	月60時間超の残業割増賃金率は5割になります	
労働時間の把握	タイムカードなどにより客観的に把握しなくてはなりません (健康確保措置も必要です)	
同一労働同一賃金	通勤手当、残業の割増率等は、有期契約労働者等にも正社員と同一の支給をしないといけません	ガイドライン 

具体的な改正内容は富山労働局HPまたはこちらをご覧ください。⇒
お問い合わせ先、富山労働局労働基準部監督課 076-432-2730又は最寄りの労働基準監督署
(但し、同一労働同一賃金は富山労働局雇用環境・均等室 076-432-2740)


富山県働き方改革に関する政労使協議会

一般社団法人富山県経営者協会／富山県商工会議所連合会／富山県商工会連合会／
富山県中小企業団体中央会／北陸税理士会富山県支部連絡協議会／富山県社会保険労務士会
／富山県信用金庫協会／日本労働組合総連合会富山県連合会／富山県よろず支援拠点／
富山産業保健総合支援センター／富山県／中部経済産業局／富山労働局

改正法の主な施行期日

法律	内容	大企業	中小企業
雇用対策法	・ 中小企業における取組推進のための協議会の設置		平成30年7月6日
労働基準法	・ 残業時間の上限規制		令和2年4月1日
	・ 年5日間の年次有給休暇の取得		平成31年4月1日
	・ 月60時間超の残業割増賃金率引上げ	—	令和5年4月1日
労働時間等設定改善法等	・ 労働時間の客観的な把握 ・ 勤務間インターバル制度の導入促進		平成31年4月1日
パートタイム・有期雇用労働法等	・ 同一労働同一賃金	令和2年4月1日	令和3年4月1日

富山県働き方改革に関する政労使協議会が今後3年間に取り組む工程表

中小企業
1 年5日の年次休暇取得の義務化
2 労働時間の状況の把握義務
平成31年4月～
大企業
1 2 3 4

3 時間外労働の上限規制
令和2年4月～
4 不合理な待遇差の禁止
令和3年4月～

法律実行スケジュール

1 年5日の年次休暇取得の義務化
○年次休暇が年10日以上ある労働者について5日は必ず取得(平成31年4月以降10日以上発生する年次有給休暇に適用)

2 労働時間の状況の把握義務
○すべての労働者について、労働時間の状況を把握

3 時間外労働の上限規制
○時間外労働の上限は原則として月45時間
・年360時間
○臨時的な特別な事情がある場合(年6回まで)
・時間外労働年720時間以内
・時間外労働+休日労働月100時間未満
かつ複数月(2～6か月)平均で80時間以内

4 不合理的な待遇差の禁止
○同一企業内で、正社員と非正社員との間で、賃金や賞与などの不合理な待遇差が禁止
○非正社員から正社員との待遇差について説明を求められた場合、待遇差の内容や理由を説明する義務
※派遣労働者については令和2年4月から適用

「働き方改革」の推進に係る各構成員の令和3年度までの主な取組

富山県経営者協会
○会員企業を対象としたセミナーや講演会の開催
○経営課題調査等による情報発信

富山県中小企業団体中央会
○会員企業を対象としたセミナーや業種別組合を対象とした研修会の開催
○専門家を活用し働き方改革について指導

北陸税理士会富山県支部連絡協議会
○会員を対象とした研修会の開催
○顧問先企業等への働き方改革関連法の周知

富山県
○働き方改革県民運動や、イクボス企業同盟とやま、出前講座の実施
○働き方改革関連法に係る相談への対応

富山県商工会連合会
○専門家派遣事業の実施
○「時間外労働助成金(団体推進コース)」を活用した働き方改革の推進

日本労働組合総連合会富山県連合会
○春季生活闘争や学習会における取組
○Action! 36の展開、電話相談の実施、事例集の作成・配布

富山県社会保険労務士会
○商工団体等と連携したセミナーの開催
や相談員派遣の実施
○個別企業への専門家派遣

富山労働局
○中小企業事業主への個別支援
○働き方改革集中啓発期間中の取組
○特別相談窓口の設置

富山県信用金庫協会
○労務に関する専門家の紹介
○各種補助金・助成金の案内や店舗への資料配置

富山県よろず支援拠点富山産業保健総合支援センター
○セミナー・や個別相談会の開催
○働き方改革関連法セミナーの開催